

## 管理会社による公告の掲載および支払方法について（お知らせ）

2019年5月28日

- 第4回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1996）保有者の皆様へ
- 第5回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1999）保有者の皆様へ
- 第6回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ
- 第7回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ

アルゼンチン共和国（以下「共和国」という）が、平成31（2019）年2月22日に招集した債権者集会において採択された共和国議案にもとづき、標記各債券の未償還債権元本金額の150%相当額が債券の（代表）管理会社の指定する口座に入金になったことに関して、本日付の日本経済新聞に、公告が掲載されておりますので、お知らせいたします。

公告文は別紙をご覧ください。

支払方法につきましては、恐れ入りますが、保有されておられます回号毎、以下の債券の（代表）管理会社のホームページをご覧ください。それぞれの担当部署までご照会ください。

第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）を保有されている債権者さま  
株式会社新生銀行 グループ法人企画部法人業務管理室  
電話番号 03-6880-8196 午前9時～午後5時（平日のみ）

第5～7回アルゼンチン共和国円貨債券（1999、2000）を保有されている債権者さま  
債券の管理会社 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部  
ローン・キャピタルマーケットグループ 証券市場ミドルチーム  
代表電話番号 03 3240 1111  
受付時間 平日 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3等を除く）

債券の管理会社

第4回債

株式会社新生銀行（代表管理会社）

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社みずほ銀行

第5、6、7回債

株式会社三菱UFJ銀行

（この「お知らせ」についてのご照会窓口）

株式会社みずほ銀行 国際金融法人部

03-5252-6400

受付時間 午前9時～午後5時

（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3等を除く）

## 弁済金受領及び支払方法に関する公告

2019年5月28日  
債券の代表管理会社  
株式会社新生銀行

債権者各位

### 第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)

#### 1. 弁済金の受領について

標記債券の代表管理会社である株式会社新生銀行は、アルゼンチン共和国(以下「共和国」という)が、2019年2月22日(金)に招集した債権者集会において採択された決議の通り、本日までに未償還債券元本金額の150%に相当する金額(5億100万円)を受領しましたので公告致します。

#### 2. 支払方法について

##### (1) 支払開始日

2019年6月7日(金)

##### (2) 支払方法

現物債：債券の券面を保有されている債権者の皆様に対しては、債券の要項に記載されている支払場所において債券券面および利札と引き換えに支払いがなされます。

登録債：登録機関が上記支払開始日までに登録債債権者の皆様に送付する「登録債元金領収書」及び「登録債利金領収書」の上に、債権者の皆様が予め届け出ている住所及び氏名を記載し、届出印章を押捺した上で、予め指定された支払場所において、上記領収書と引き換えに支払いがなされます。

##### (3) 支払期間

債券の代表管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行が受領した日から2年間(2021年5月20日まで)

(注)

1. 債権者集会にて採択された議案等、集会に関するご質問は、共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所(アルゼンチンデスク・電話03-3222-1408)へご照会ください。
2. 支払に関する詳細は、別途債券の代表管理会社のウェブページでもご案内いたします。
3. 債券の代表管理会社である株式会社新生銀行の照会窓口は以下の通りです。

株式会社新生銀行

グループ法人企画部 法人業務管理室

〒103-8303 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

電話番号 03-6880-8196 午前9時～午後5時(平日のみ)

以上

## 弁済金受領ならびに支払方法に関する公告

2019年5月28日  
債券の管理会社  
株式会社三菱UFJ銀行

債権者各位

第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)  
第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)  
第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)

### 1. 弁済金の受領について

標記債券の管理会社である株式会社三菱UFJ銀行は、アルゼンチン共和国(以下「共和国」という)が、2019年2月22日(金)に招集した債権者集会において採択された決議の通り、本日までに未償還債券元本金額の150%に相当する金額(第5回債につき1億3,500万円、第6回債につき8億3,850万円、第7回債につき13億4,250万円)を受領しましたので公告致します。

### 2. 支払方法について

#### (1) 支払開始日

2019年6月7日(金)

#### (2) 支払方法

現物債：債券の券面を保有されている債権者の皆様に対しては、債券の要項に記載されている支払場所において債券券面および利札と引き換えに支払いがなされます。

登録債：登録機関が上記支払開始日までに登録債債権者の皆様に送付する「登録債元金領収書」「登録債利金領収書」の上に、債権者の皆様が予め届け出ている住所及び氏名を記載し、届出印章を押捺した上で、予め指定された支払場所において、上記領収書と引き換えに支払いがなされます。

#### (3) 支払期間

債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が受領した日から2年間(2021年5月20日(木)まで)

### (注)

1. 債権者集会にて採択された議案等、集会に関するご質問は、共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所(アルゼンチンデスク・電話03-3222-1408)へご照会ください。
2. 支払に関する詳細は、別途債券の管理会社のウェブページでもご案内いたします。
3. 債券の管理会社である株式会社三菱UFJ銀行の照会窓口は以下の通りです。

株式会社三菱UFJ銀行

ソリューションプロダクツ部 ローン・キャピタルマーケットグループ  
証券市場ミドルチーム

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

代表電話番号03-3240-1111

(平日 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日および12/31～1/3等を除く)

以上